

## 河川の支障木提供要領

### 1 目的

洪水の原因となる河川の樹木（以下「支障木」という。）を再生エネルギーである薪として活用することを目的に、支障木の提供を希望する者（個人、法人、団体）を募集します。

### 2 提供場所

石手川左岸 松山市樽味一丁目 7 石手川緑地

### 3 提供日時

令和8年2月14日（土） 13:30～15:00

（予備日：令和8年2月21日（土）13:30～15:00）

### 4 提供料

無料

### 5 応募資格

応募資格は、以下のいずれにも該当しない個人、法人、団体です。

- (1) 過去に河川法（昭和39年法律第167号）に違反した者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等
- (3) 県税を滞納している者
- (4) その他知事が参加不適当と判断する者

### 6 応募手続等

#### (1) 募集

##### ア 募集期間

令和8年1月5日（月）～令和8年1月30日（金）

##### イ 問合せ先

愛媛県土木部河川港湾局河川課河川行政係 安岡

電話 089-912-2671（8:30～17:15（土曜日、日曜日及び祝日を除く。））

e-mail [kasen@pref.ehime.lg.jp](mailto:kasen@pref.ehime.lg.jp)

##### ウ 提出書類及び提出方法

別紙申込書を次のアドレス（[kasen@pref.ehime.lg.jp](mailto:kasen@pref.ehime.lg.jp)）に送信してください。

#### (2) 受領者の決定

応募者の中から受領者を決定し、文書（メール）で通知します。

なお、決定のため、必要に応じて電話等によるヒアリングを実施します。

#### (3) 決定の取消し

申込書に虚偽が認められたときは、受領者の決定を取り消すことがあります。

## 7 提供の中止

- (1) 提供日時に、提供場所がある市町に大雨又は洪水の警報、注意報が発令されているときは、提供を中止します。この場合、県から受領者に連絡はしませんので、受領者は当日の気象情報を確認してから提供場所に来場してください。
- (2) 感染症の拡大防止等のため、提供を中止する場合があります。この場合、県から受領者に提供日の前日までに連絡します。

## 8 受領するときの注意点

- ア 提供場所で県職員が指定する支障木を受領すること。
- イ 受領後、県職員が指定する範囲の清掃等を実施すること。
- ウ 提供場所での切断、小割、小枝の切り払い及びイの清掃等は、15時までに終了すること。
- エ チェーンソーを使用するときは、ヘルメット及び防護服を着用すること。
- オ 車両を使用するときは、交通の支障とならないこと、過積載とならないことなど、交通法規を遵守すること。
- カ 支障木が不要となったときは、居住する自治体の処分方法に従って処分すること。
- キ 支障木の種類、品質及び数量は指定できること。また、受領後の支障木の返却や苦情は申し立てないこと。
- ク 受領に伴う事故等（河川利用者又は河川占用者等の第三者に損害を与えた場合を含む。以下同じ。）は、受領者の責任で解決すること。また、事故等が発生したときは、直ちに県職員に連絡すること。
- ケ その他、関係する法令を遵守すること。

## 9 個人情報の取扱い

申込書に記載された個人情報については、本事業を円滑に実施するために利用し、それ以外の目的には使用しません。